

令和7年2月3日

事業主各位

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 長崎支部
長崎職業能力開発促進センター 所長

長崎職業能力開発促進センターの施設貸与等事業について

当センターでは、当機構が保有している資産の有効活用を図ることを目的として、当センターの業務に支障のない範囲で事業主や事業主団体等が自ら実施する職業訓練に対する支援のため、当センターの職業訓練指導員の派遣事業（以下「指導員派遣」といいます。）や当センターの施設設備の貸与事業（以下「施設貸与」といいます。）を行っています。

現在、当センターでは、老朽化した建物の建替え工事等を実施しており、指導員派遣及び施設貸与（以下総称して「施設貸与等」といいます。）の実施にあたり下記のとおり、一部制限を設けたうえで実施することといたしました。ご不便をおかけいたしますが、御理解、御協力のほどよろしく願いいたします。

記

1. 施設貸与等を実施する曜日

原則、日曜日のみ。

※ その他の曜日については、祝祭日を含め原則、施設貸与等を行いません。

※ 指導員派遣を伴う施設貸与についても同様に原則日曜日のみとなります。

2. 施設貸与等を一部制限する期間

当面の間。

※ 施設貸与等の制限を解除した際は、当センターのホームページでご案内します。

3. 留意事項

(1) 老朽化した建物の建替え工事及び工事用資機材の搬入・搬出等を月曜日から土曜日の間で実施する予定としており、原則、日曜日は工事等を行わない予定となっております。しかしながら、工事の進捗しだいでは、日曜日に作業を行う可能性があるため、日曜日に施設貸与等の承諾を受けている場合であっても工事や工事用車両の出入り等による騒音が発生したり、駐車場の利用に制限を設ける可能性があります。

(2) 施設貸与を伴わない指導員派遣については、これまでと同様に当センターの業務に支障がない範囲で実施しております。

【本件に関する問合せ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 長崎支部
長崎職業能力開発促進センター 訓練課

TEL：0957-22-2324